

議案第24号

西海市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

西海市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

西海市敬老祝金支給条例（平成17年西海市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 年齢満88歳の者 20,000円
- (2) 年齢満100歳の者 100,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市敬老祝金支給条例第3条の規定にかかわらず、令和5年9月2日から令和6年3月31日までの間に年齢満77歳に達した者には10,000円の敬老祝金を支給する。

## 新旧対照表

## 西海市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市敬老祝金支給条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第140号</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次に定める額とする。</p> <p>(1) <u>年齢満88歳の者 20,000円</u></p> <p>(2) <u>年齢満100歳の者 100,000円</u></p> <p>第4条及び第5条 (略)</p>	<p>西海市敬老祝金支給条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第140号</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次に定める額とする。</p> <p>(1) <u>年齢満77歳の者 10,000円</u></p> <p>(2) <u>年齢満88歳の者 20,000円</u></p> <p>(3) <u>年齢満100歳の者 100,000円</u></p> <p>第4条及び第5条 (略)</p>

## 附 則

## (施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- この条例による改正後の西海市敬老祝金支給条例第3条の規定にかかわらず、令和5年9月2日から令和6年3月31日までの間に年齢満77歳に達した者には10,000円の敬老祝金を支給する。